

委員会提出議案第 1 号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

総務財政委員会委員長 わたなべ 友 貴

杉並区議会議長 木 梨 もりよし 様

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

昨今の物価高騰や円安基調、エネルギー・原材料費の上昇等により、多くの事業者が売上の減少や収益の悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれる状況になっている。また、インボイス制度の導入以降、小規模事業者の事務負担がこれまで以上に増加し、経営環境は一段と厳しさを増している。

こうした状況のもと、昭和63年度に創設された「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設された「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設された「商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」については、多くの小規模事業者のみならず、区民が適用を受けている。

都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることになると、小規模事業者の事業継続や区民の生活に深刻な影響を及ぼすとともに、地域経済ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼすおそれがある。

よって、杉並区議会は、東京都に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以降も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月15日

杉並区議会議長名

東京都知事 宛